

令和元年度介護職員（等特定）処遇改善加算の実績報告書に係る「賃金改善」の考え方について（概要）

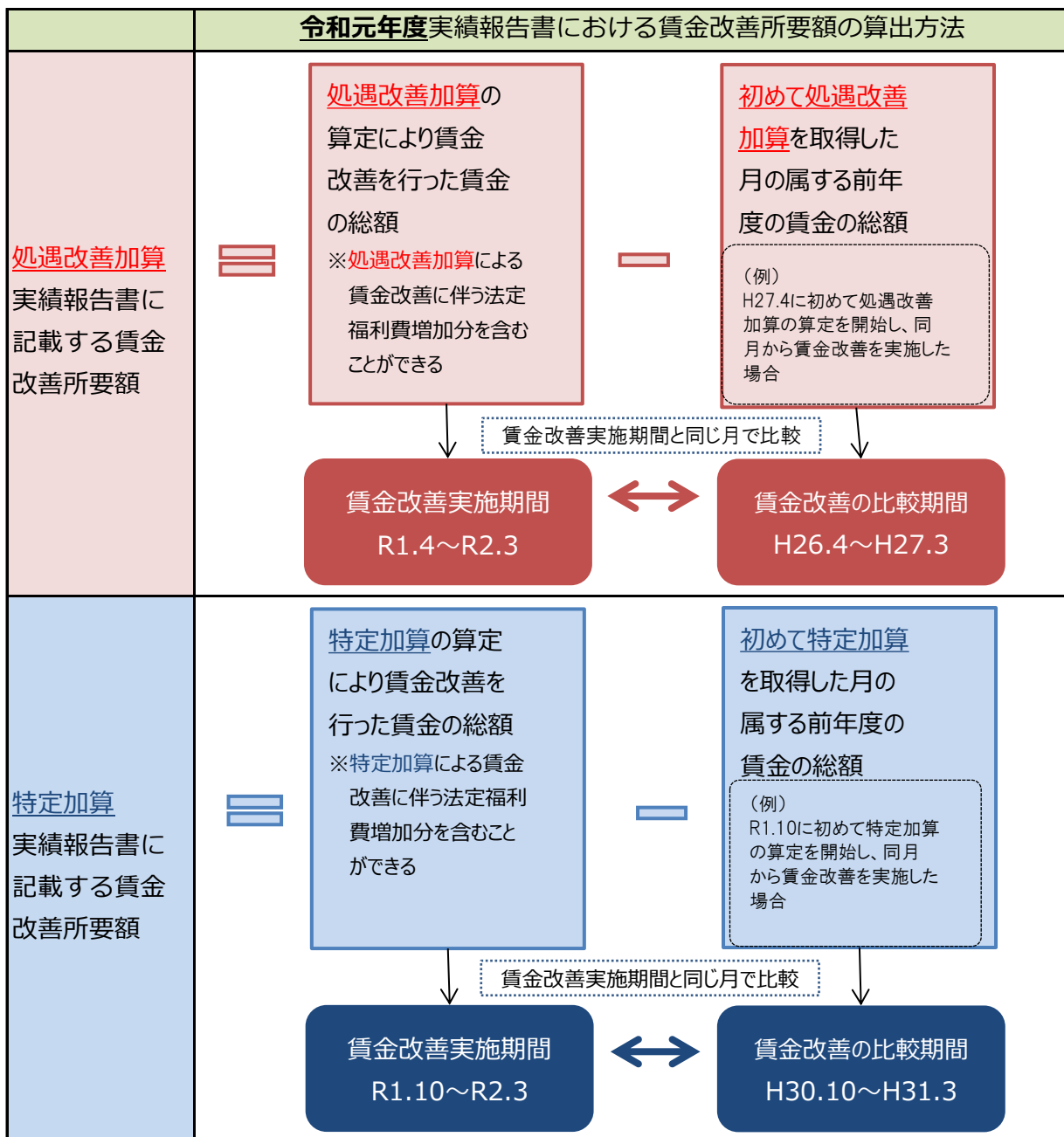
※以下、「介護職員処遇改善加算」を「**処遇改善加算**」
「介護職員等特定処遇改善加算」を「**特定加算**」といいます。

●「令和元年度」の**処遇改善加算**・**特定加算**実績報告書に記載する「賃金改善の額」は、それぞれの加算で異なります。

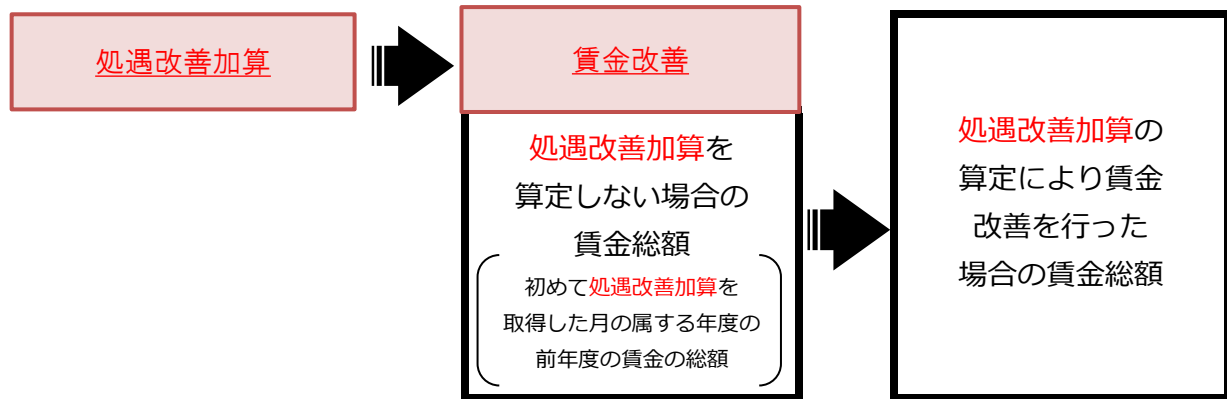
※記載内容については、今後、厚生労働省から発出されるQ & A等により、内容が変更される可能性がありますので、あらかじめご了承ください。

処遇改善加算・特定加算の令和元年度実績報告書に記載する「賃金改善所要額」の違い

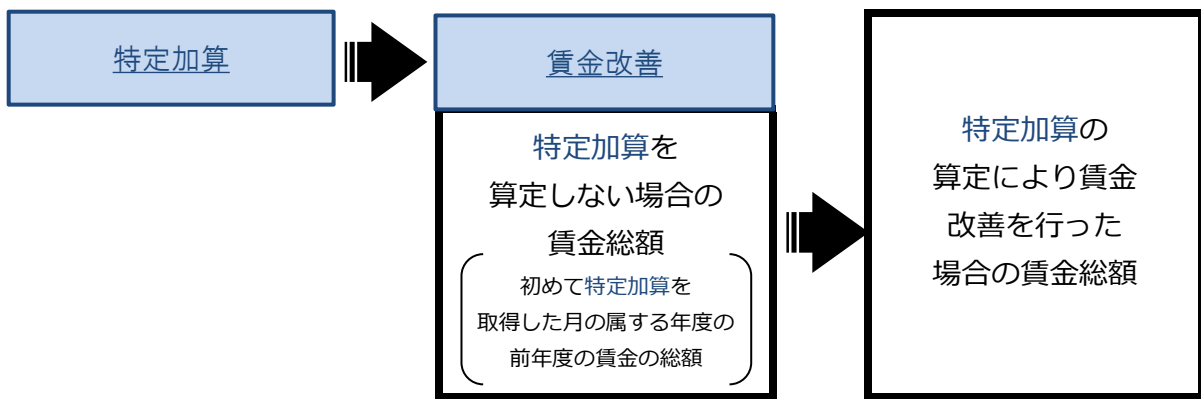
- ・処遇改善加算の実績報告書の記載する「賃金改善所要額」と、特定加算の実績報告書に記載する「賃金改善所要額」は、次のように異なります。



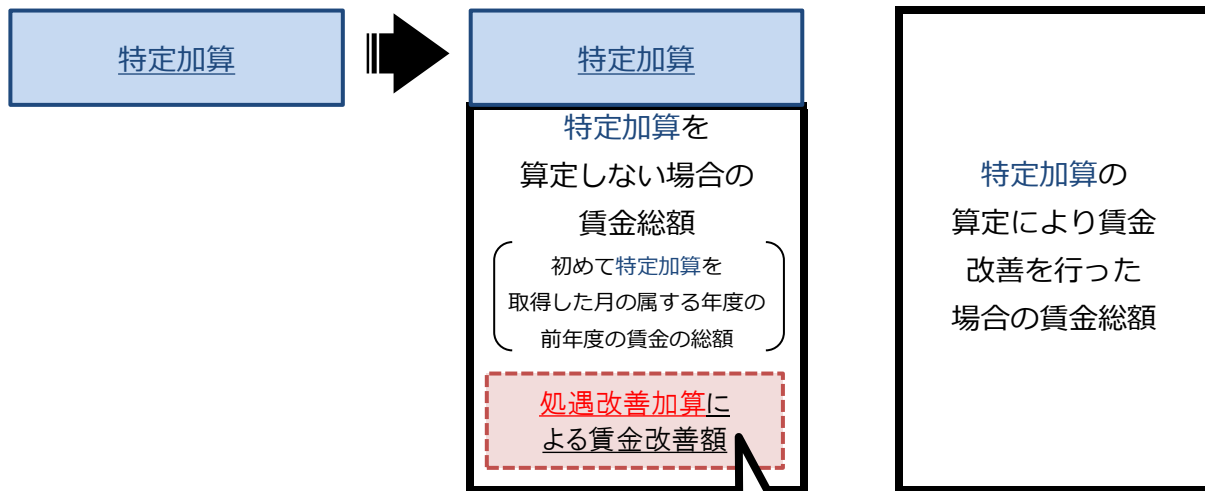
※実績報告書の賃金改善のイメージ



(* **処遇改善加算**と**特定加算**をR1年度に同時に初めて取得した場合)



(* **処遇改善加算**をH27年度、**特定加算**をR1年度に初めて取得した場合)



特定加算を令和元年度に初めて取得した場合、その前年度の賃金総額には、既に算定していた**処遇改善加算**による賃金改善額が含まれます。

(参考)

参考に、令和3年に提出する「令和2年度」の実績報告書と、今回提出する「令和元年度」の実績報告書に記載する「賃金所要額」算出方法も次のように異なります。

		待遇改善加算の賃金改善所要額の算出方法		
【今回提出分】 令和元年度	=	待遇改善加算の算定により賃金改善を行った賃金の総額 ※加算による賃金改善に伴う法定福利費増加分を含むことができる ※特定加算による賃金改善額を除く	-	初めて待遇改善加算を取得した月の属する前年度の賃金の総額 (例) H27.4に初めて待遇改善加算の算定を開始し、同月から賃金改善を実施した場合 → H26.4~H27.3の賃金
【参考】 令和2年度 ※令和3年度提出分	=	待遇改善加算の算定により賃金改善を行った賃金の総額 ※加算による賃金改善に伴う法定福利費増加分を含むことができる ※特定加算による賃金改善額を除く	-	R1.1~R1.12の賃金の総額 ※待遇改善加算による賃金改善額を除く ※特定加算による賃金改善額を除く ※事業所独自による賃金改善額を除く
		特定加算の賃金改善所要額の算出方法		
【今回提出分】 令和元年度	=	特定加算の算定により賃金改善を行った賃金の総額 ※加算による賃金改善に伴う法定福利費増加分を含むことができる ※前年度の賃金の総額に待遇改善加算による賃金改善額が含まれる場合、賃金改善実施期間中の同部分についてその額を含む。	-	初めて特定加算を取得した月の属する前年度の賃金の総額 (例) R1.10に初めて特定加算の算定を開始し、同月から賃金改善を実施した場合 →H30.10~H31.3の賃金
【参考】 令和2年度 ※令和3年度提出分	=	特定加算の算定により賃金改善を行った賃金の総額 ※加算による賃金改善に伴う法定福利費増加分を含むことができる ※待遇改善加算による賃金改善額を除く	-	R1.1~R1.12の賃金の総額 ※待遇改善加算による賃金改善額を除く ※特定加算による賃金改善額を除く ※事業所独自による賃金改善額を除く